

○羽島市公共施設アダプトプログラム（公共施設里親制度）実施要綱

平成28年11月24日

決裁

（目的）

第1条 この要綱は、身近な公共空間である公園、道路等（以下「公共施設」という。）におけるアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、都市環境及び居住環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）アダプトプログラム 市民がボランティアで公共施設の美化及び清掃等を行う事業をいう。
- （2）里親 アダプトプログラムに参加する市民をいう。
- （3）アダプトサイン 美化及び清掃等を行う公共施設に設置する里親の名前の表示をいう。

（里親の資格）

第3条 里親は次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）一定区域の公共施設においてボランティアで美化及び清掃等を行う者
- （2）美化及び清掃等を1年以上継続し、かつ1年に4回以上行う者
- （3）公序良俗に反する行為を行わない者

（届出）

第4条 里親になろうとする者（2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者）は、公共施設の管理区域及び活動の内容を市と協議し、市長に羽島市公共施設里親届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 里親になった者（2名以上の者がグループで里親になった場合は、その代表者）がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

（合意書の取り交わし等）

第5条 市長は、前条第1項の規定により里親届の提出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、その者と合意書（別記第3号様式）を取り交わすもの

とする。

2 前項の合意書を取り交わした者は、次の書類等を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、活動を行った日の属する年度の末日までに提出すればよいものとする。

(1) ボランティア保険の加入に必要な書類

(2) 年間活動報告書（別記第4号様式）

（代表者の変更）

第6条 グループで里親になった者で代表者の変更があった場合は、市長に代表者変更届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（里親の役割）

第7条 里親が行う公共施設の美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理する公共施設内に散乱するごみ等の収集

(2) 管理する公共施設内の除草（人力除草）

(3) 管理する公共施設内の不法投棄又は異常箇所等に関する情報提供

(4) その他必要な活動

2 収集した散乱ごみ等については里親が持ち帰り、当該区域の属する収集日に所定の集積場所に搬出することとする。ただし、市長が特に認めた場合は、市長の指示する場所に搬入することができるものとする。

（市の役割）

第8条 市長は、里親が行う活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、アダプトサインについては、里親が希望し、かつ、公共施設に設置できる場所において設置するものとし、4名以下のグループによる里親については設置しないものとする。

(1) 里親の人数分の軍手の提供

(2) 公共施設の美化及び清掃活動に際して使用する枚数のごみ袋の提供（度毎に、里親の数に5を乗じて得た枚数を上限とする。）

(3) ボランティア保険への加入

(4) アダプトサインの設置

(5) その他環境美化に必要と認めるもの

（庶務）

第9条 羽島市公共施設のアダプトプログラムに関する庶務は、市民協働課において

行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日決裁）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日決裁）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日決裁）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。